

秋田市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

〔平成30年4月16日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を防止し、市民の安全を確保することを目的として、秋田市耐震改修促進計画（平成19年12月14日市長決裁）に基づき実施する木造住宅の耐震診断に対する支援として、耐震診断を希望する市内の木造住宅の所有者に対し、耐震診断士を派遣して行う秋田市木造住宅耐震診断支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅 木造一戸建て住宅（店舗その他の用途を兼ねるときは、当該用途部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含むものとする。）をいう。
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日知事決裁）の規定により登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により、耐震診断士が木造住宅の耐震性を評価することをいう。

(事業主体)

第3条 支援事業の実施主体は秋田市とし、耐震診断士による耐震診断にあつては、支援事業を適切に実施することができると市長が認めた者に委託して行う。

(対象住宅)

第4条 支援事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 秋田市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅（同年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築したものにあつては、当該増築部分の床面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延べ面積の2分の1を超えないものとする。）であること。
- (3) 地上階数が3以下であること。
- (4) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第210号）に違反していないものであること。
- (6) 過去に耐震診断又は耐震改修工事を行っていないこと。また、本要綱又は次に掲げる規定による補助金の交付を受けていないこと。
 - ア 秋田市耐震診断補助事業実施要綱（平成20年7月30日市長決裁）
 - イ 秋田市耐震改修補助事業実施要綱（平成20年7月30日市長決裁）
 - ウ 秋田市耐震改修計画補助事業実施要綱（平成23年6月29日市長決裁）
 - エ 秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱（平成26年9月24日市長決裁）
 - オ 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（平成26年9月24日市長決裁）

（事業の対象者）

第5条 支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 対象住宅の所有者（共有のときは共有者全員の同意を得た代表者）であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事情があると認める者を対象者とすることができる。

（事業の範囲）

第6条 市長は、支援事業を実施する年度の予算の範囲内で支援事業を行うものとし、当該年度ごとに受付可能件数および受付期間を定めること

ができる。

(耐震診断士の派遣申請)

第7条 耐震診断士の派遣を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、耐震診断士派遣申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、事情により前条に規定する申請を取り下げる場合は、速やかに取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第9条 市長は、第7条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断士の派遣の承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、耐震診断士の派遣を承認したときは、耐震診断士派遣承認通知書により申請者（以下、「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、耐震診断士の派遣を不承認としたときは、耐震診断士派遣不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(派遣の条件)

第10条 市長は、前条第2項の規定による耐震診断士の派遣を承認する場合において、耐震診断の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(派遣の辞退)

第11条 派遣対象者は、事情により耐震診断の実施を取り止める場合は、速やかに取止め届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、耐震診断士派遣承認取消通知書により派遣対象者に通知するものとする。

(承認変更の申請)

第12条 派遣対象者は、事情により承認の内容を変更する場合は、速やかに耐震診断士派遣承認変更申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審

査し、これを認めるときは、耐震診断士派遣承認変更通知書により派遣対象者に通知するものとする。

(費用の負担)

第13条 耐震診断士による耐震診断を受けた派遣対象者は、耐震診断に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により派遣対象者が負担する額は1万円とし、第3条の規定により市長が支援事業を委託した者(以下「受託者」という。)に支払うものとする。

(派遣承認の取消し)

第14条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士の派遣の承認を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段により耐震診断士の派遣の承認を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に規定するほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣の承認を取り消したときは、第11条第2項に規定する通知を派遣対象者に通知するものとする。

(取消しによる費用の負担)

第15条 市長は、第11条第2項および前条第2項の規定により耐震診断士の派遣の承認を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断が既に実施されているときは、期限を定めて、当該耐震診断に要した費用(第13条の規定により派遣対象者が既に負担した額を除く。次項において同じ。)を受託者に支払うよう、派遣対象者に命ずるものとする。

2 第7条の規定による申請があった後、第8条の規定により当該申請が取り下げられた場合(申請者の責めに帰すべき事由により承認の決定をすることができない場合を含む。)において、耐震診断士が既に耐震診断に係る作業に着手しているときは、当該申請者は、当該作業に要した費用を負担しなければならない。

(耐震診断結果の通知)

第16条 受託者は、耐震診断の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、受託者から提出された報告書に基づき、耐震診断結果通知書により、派遣対象者に耐震診断の結果を通知するものとする。

(耐震診断結果に基づく指導等)

第17条 市長は、耐震診断の結果に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導および助言をすることができる。

(委託料の請求および支払)

第18条 受託者は、市長と締結した支援事業の委託契約の定めに従い、委託料を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、受託者に対し、遅滞なく委託料を支払うものとする。

(申請等の委任)

第19条 申請者は、本要綱に基づく申請、届出、その他これらに付随する行為を、委任を受けた者（以下「代理人」という。）に行わせることができる。

2 申請者は、前項に規定する行為を代理人に行わせようとする場合は、委任状を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、代理人に対し申請者の意思を確認するための書類の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第20条 派遣対象者は、支援事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間は、本要綱に係る関係書類を紙媒体又は電子データにより保存しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

(秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱の廃止)

- 2 秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱（平成26年9月24日市長決裁）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。